

## 台湾における生活妨害の民事的紛争事案の解析

著者	陳 洸岳
雑誌名	金沢法学=Kanazawa law review
巻	57
号	1
ページ	111-127
発行年	2014-07-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2297/39610">http://hdl.handle.net/2297/39610</a>

# 台湾における生活妨害の民事的紛争事案の解析<sup>1</sup>

陳 洸 岳

## 一、はじめに

排気・排水による大規模な公害問題から隣接住民間の生活騒音によるトラブルまで、生活妨害に関わる紛争は何も台湾にのみ存在しているわけではない。そしてかような紛争を解決するための法的メカニズムは、民事的救済に限って言えば、すでに1929年に公布・実施された現行台湾（中華民国）民法の規定から窺うことができるが、関係規範に基づいて救済を求める事案は、近年になって比較的多くみられるようになった。その主な理由としては、自らの権利を守るという国民意識の高まりの他に、これまで差止請求に関する規定があったのに対して、静穏な生活を害された場合の損害賠償に関する請求根拠が整っていなかったことが挙げられる。

すなわち、生活妨害の民事的救済を二元的に構成にしている台湾民法の下では、妨害行為の禁止請求は、相隣関係の一環として位置づけられ、台湾民法第793条（以下、第793条という。その他の規定も条文番号だけを記入する。）に「土地所有権者が他人の土地・建物その他の工作物にガス・蒸気・悪臭・煙・熱風・塵・騒音・振動並びにこれに類するその他のものを侵入させた場合、それによる被害を蒙った者はその行為の禁止を請求することができる。ただし、その侵入が軽微で、または土地の所在や地方の慣習によりそれが正当と

---

1 本稿は2014年1月10日に、金沢大学法学類・人間社会環境研究科共催「第188回民事法研究会」において発表した内容に加筆したものである。この場を借りて講演の実現に尽力して下さった足立英彦教授、並びに当日貴重なご意見を賜った櫻見由美子教授をはじめ諸先生方に厚く御礼を申し上げます。

認められる場合は、この限りではない」と定められているのである<sup>2</sup>。これに対して、妨害行為により引き起こされた精神的苦痛に対しては、従来、身体・健康が害される程度でなければ、慰謝料を請求する道は閉ざされていた。ところが、1999年の債権法改正で、人格権を保護する範囲に、包括的に「著しく人格的法益を侵害した場合」が付け加えられた。必ずしも生活妨害のケースだけを念頭に置いたのではないこのような改正は、生活妨害によって精神的苦痛を蒙った場合に損害賠償を請求しうる道を開いたのである。

このような二元的構成は、これまで一般的にどのように解されてきたのか、また実際にどのような紛争が生じ、裁判所はどのような判断基準を示してきたのか。本稿は、その経緯の一端を説明し、代表的な事案の内容を解明することによって、台湾におけるこの課題の現状を示そうと試みるものである。したがって、大規模な公害に関する問題の理論的探求は省くこととする<sup>3</sup>。

## 二、二元的構成に関する一般的説明

### (一) 差止に関する第 793 条

前述した第 793 条は 1959 年改正前のドイツ民法第 906 条にその源を求める

- 
- 2009 年の物権法改正で、もともと「他人の土地」にのみ定められていたことにより引き起こされた適用上の疑義を避けるため、「建物その他の工作物」が付け加えられた。ちなみに、台湾の物権法は、それぞれ 2007 年に担保物権、2009 年に通則・所有権、2010 年に用益物権・占有の法改正が行われた。
  - 公害にかかわる空気、騒音、水質、土壌、廃棄物などに対しては、それぞれ環境悪化を防ぐための規制規範がある。そして、1992 年に実施された「公害紛争処理法」第 2 条には「①この法律における公害とは、人為的要素により生存環境が破壊され、国民の健康が害され、または害される恐れがあることをいう。その範囲には、水汚染・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・悪臭・廃棄物・毒性物質汚染・地盤沈下・放射線公害その他中央政府の主務機関が公害と指定し公布したものが含まれる。②この法律における公害紛争とは、公害が起き、または公害が起きるおそれのある場合によって生じた民事的紛争をいう」と定められており、このような紛争が生じた場合、調停や裁決を申し立てることができる（同法第 3 条）。

ことができると一般的に言われるが<sup>4</sup>、実際の展開はともかく、単に構造的に考えれば、差止の請求を制限することを原則とするドイツ法に比べて、差止の請求を原則的に認める第 793 条は、柔軟な適用の可能性を有するといえる。ただ、ドイツ民法第 906 条の、受忍せざるを得ない土地の利用者に対する「犠牲補償」、および「法令による規制基準を超えない場合、通常著しくない侵害が存することとする」は、前者を損害賠償の問題と捉え、後者に関する明文の規定が欠如している第 793 条とは異なる。

これまでに生活妨害の差止に関する課題を大きく取り上げてこなかった教科書の説明を集約的にいうと<sup>5</sup>、第 793 条は、気体・音声など不可量物質の侵入を排除する請求根拠であり、そしてこれらの不可量物質の侵入は隣接する土地に限られるのではなく、発生源の土地なら、この規定の適用対象となるのである。そして、不可量物質の範囲は例示されたもの以外にも、フラッシュ、火花、光害（過剰な照明・ガラス張りビルの反射光）などが含まれるとするのが通説となっているが、実際の影響の有無がまだ科学的に実証されていない高圧電流や無線電波については、見解が分かれている。

なお、第 793 条は、土地の利用を調和するのが目的で、侵害者の故意・過失を要件とせず、実際に損害を引き起こしたことも必要ではない。差止の請求の手続きとしては、まず侵害者に対して請求し、請求しても効果がなければ、訴訟を提起して確定判決を持って強制執行を行うこととなる。

前述したように、差止の請求は例外的に認められないのであるから、例外にあたるかどうかを判断する際、侵害の程度は、社会通念上それを受忍しうるものであるかどうかで決める。その考慮要素は、①土地の利用状況（農村地区か都市部か、工業区か住宅区か、鉄道近辺か一般道路かなど）、②入居の時間的順序。この入居の時間的順序は必ずしも唯一のまたは優先的考慮要素ではな

4 邱聰智『公害法原理』1987年増訂再版 22頁以下参照。

5 謝在全『民法物権論（上）』修訂二版 2003年 298頁以下、王澤鑑『民法物権』増訂二版 2010年 195頁以下参照。

い。従って、先に入居して事業を営む工場でも、騒音がひどければ、後に近隣に入居した者は差止を請求できる。ただし、土地所有者が自らの土地を騒音の発生源となる工場経営者に譲り渡した場合、差止請求権を放棄したものとみなすべきである、③重大な被害を引き起こしていない普通的生活音（例えば、昼間の楽器の演奏）、④葬儀、祭りの野外劇など地方の習慣、などが挙げられている。

最後に、本条は不可量物質の侵入を要件としているため、例えば日照・眺望など、境界を越えない自己利用から生じる妨害には、適用する余地はない<sup>6</sup>。

## （二）早期の事件

第793条は1929年という早い時期にできた規範であるにもかかわらず、文献によると、1980年代前半まで、同条に基づく差止請求の事例は、最高法院の判決どころか、下級審判決でさえほとんど見当たらない。わずかに、文献で引用された以下の判決のみがある<sup>7</sup>。

サトウキビのカスを燃料に使う製糖工場の排煙に混じった粉塵が、近くにあるバイク製造工場の着色したばかりのバイクに付着し、損害をもたらした事件において、被害者が排煙の差止請求をした。判決は、一定の期限までに効果のある改善設備を設置するという被告の約束を認めて差止請求を棄却した。全面的禁止の代わりに改善策を重要視する、いわゆる「限定的差止」は、音量を下げることを求める後述の多くの騒音に関する事例に合い通ずるところがあるが、本件では利益衡量に基づいて双方の利害を調整した工夫のあとが見られる。考慮された主な要素は次の通りである。①現場検証の結果、原告がこう

6 2001年の物権法改正で、従来の「地役権」を「不動産役権」に改め、その内容を「他人の不動産を、自己の不動産の通行・汲水・採光・眺望・電信その他特定の便宜的な利用の目的とする」権利と定めた（第851条）。これにより、日照や眺望など快適な生活環境の実現が可能となるが、それを当事者間の協議に委ねた場合、協議が不調になったとき、日照または眺望を一般的権利として認めない可能性が出てくる。

7 台湾台南地方法院60年度訴字第514号判決（邱聡智・前掲書237頁から援用）。

むった被害は決して軽微ではないから、排煙が国際基準を超えているか否かに関係なく、差止の請求は十分に理由があること、②しかし、全面的禁止を認めれば、製糖工場の営業停止につながり、燃料のサトウキビのカスを燃油に替え、さらに設備の建て替え費用も加わればコストが高くなりすぎることに、③また、水源不足のためコストの低い改善設備の設置も困難であること、④実行可能で両方の利益を保つことのできる改善設備の設置には時間的余裕を与えるのが必要であることなどである。そして、判決はさらに「被告が改善策を講じた後も微量な粉塵が出るのはどうしても避けられない。これは第 793 条の但し書に当たり、原告はそれを受忍する義務がある。」とも判示した。

本判決はかなり詳細に当事者間の利害を分析した上で、被告に改善策を命じ、原告に受忍義務を課すことで、相隣土地の利用を調和する本条の目的を十分に実現したといえる。

### (三) 第 195 条第 1 項に関する一般的説明

生活妨害行為そのものが被侵害者に身体・健康の被害を与えれば、第 18 条と改正前の第 195 条に基づいて、人格権に対する侵害を理由に慰謝料を請求することができる。このことについては何ら争いが無いが、身体・健康被害の程度にまで至らない精神的苦痛に対する保護は取り上げられてこなかった。

というのは、第 18 条第 2 項によれば、「人格権が侵害された場合、法律で特に定められた場合に限り、損害賠償または慰謝料を請求することができる」からである。この制限を受けて定められていた旧第 195 条第 1 項には、身体・健康・名誉・自由の四つ的人格権が侵害された場合にのみ、慰謝料を請求することができるようになっており、それ以外的人格的法益は、当該規定の厳格な解釈と適用で、度外視されてきたのである。このような制限は、ようやく 1999 年の「民法債編改正」で改められ、従来的人格権の範疇に信用・プライバシー・貞操が加えられただけでなく、「その他の人格的法益を不法に侵害し、しかもその侵害が著しく重大である場合」も保護されるようになった。

改正理由によれば、「人格権は抽象的な法的概念であり、その内容と範囲は、時代・地域・社会状況の変化に従って異なる様相を呈しているため、立法の際、その内容をいかに確立すべきかに関しては、狭く制限してはならない」が、「それを広げすぎれば、かえって訴訟による紛争解決を助長する恐れもある」。そこで、立法者は「漏らさず広がりすぎず」という配慮で、「その他の人格的法益」によって柔軟な適用を図る一方、「著しく重大である」という要件を付け加えて射程範囲を限定しようとしたのである。

#### (四)「その他の人格的法益」の意味

ところが、保護範囲は広がったものの、「その他の人格的法益」が具体的にいったい何を指すのかは、必ずしも明らかではなかった。その内容を充実させた具体的な判断は、ようやく改正4年後の最高法院の判決によって提示された。

同じビルの住民で、屋上の共有者でもある被告は、原告の同意を得ないまま、勝手に屋上に花壇を作り、プレハブハウスを立て、機械を設置したため、屋上の構造と防水を壊した。これらの財産的被害の他に、防水が利かなくなったことによる雨漏り、及び昼夜を問わない冷房の使用による騒音で、原告は自らの居住の自由が侵害されたと主張し、慰謝料の賠償を請求した。最高法院は「人が居住している区域で、社会的生活を営む人々が受忍できる程度を超える騒音を出す行為は、居住の静穏という人格的利益の不法な侵害であり、それが著しく重大であれば、被害者は民法第195条第1項に基づいて金銭的賠償を請求することができる」と判示した（以下「2003年判決」という）<sup>8</sup>。

初めて「生活環境の静けさと安らかさの維持」が社会生活を営むために保護されるべき人格的利益であり、しかもそれを「その他の人格的利益」と捉えたこの判旨は、同類型紛争を解決するためのテーゼとして、後述の下級審判決に

---

8 最高法院2003年度台上字第164号判例。

も繰り返し引用され、リーディングケースとして重要な意味を持つようになった。

しかし、上述した判例より一年後に公開されたもう一つの最高法院の判決は、同じく安らかに生活する精神的自由という人格権が侵害されたことを理由に慰謝料の賠償を請求した原告の主張に対して、「非財産的損害は、法律に特別の規定がある場合にのみ、慰謝料の賠償を請求することができる。ところが、現行民法には、いわゆる『安らかに居住する精神的・生活上の自由』が侵害されたことに基づく慰謝料の請求に関する規定がなく、民法第 18 条及び第 195 条第 1 項に基づいて慰謝料を請求する控訴人の主張は理由がない。」と判示した（以下「2004 年判決」という）<sup>9</sup>。

同じく改正後の第 195 条の適用に関して、2003 年判決がすでに判例として位置づけられているにもかかわらず<sup>10</sup>、2004 年判決はなぜあえて異なる見解を示したのか、実に興味深い問題である。

2004 年判決の判決理由は明らかに立法者の意思に反するが、原告の請求を退ける結論だけはなお支持される余地があると思われる。なぜかという、上記の二つの事案は事実関係が異なるからである。2004 年判決の場合、原告は、被告が建物を建てる際に適切な予防策を取らなかったため、原告の家屋が傾き、ひどい亀裂の損害が生じ、そのため安らかに生活する精神的自由という人格権が侵害されたことを理由に、慰謝料の賠償を請求した。ところが、一般的には、財産的損害を受けた場合、特別の事情（加害者の悪意または予見可能性）がなければ、慰謝料を請求することはできないとされている<sup>11</sup>。本件の場

9 最高法院 2004 年度台上字第 2064 号判決。

10 「法院組織法」第 57 条第 1 項によると、「最高法院の判決が示した法律見解は、判例として編纂されることが必要であると認められる場合、裁判所長・裁判長・判事からなる民事法廷会議・刑事法廷会議または民・刑事法廷総会会議の議決を経て、司法院に報告しなければならない」。判例の法律見解は司法機関の統一した意見であると位置づけられている。

11 陳洗岳「概括性『人格法益』之意義-以修正後民法第一九五条第一項及第二二七条之



合、被告の行為による原告の家屋の損害は、財産的損害であるため、裁判所としては、被告に悪意などの特別な事情があるかどうか、それが原告に精神的苦痛をもたらしたかどうか、原告の受けた精神的苦痛が人格的法益の被害に当たるかどうか、などを判断すべきである。判旨のように、「安らかに生活する」人格的法益を保護する民法の規定はない、というだけでは、問題の本質を見過ごすばかりでなく、法改正の趣旨にも反するといわざるを得ない。

結局、静穏な生活を営むことは「人格的法益」として保護されるべき、と認められた以上、それが著しく侵害されたかどうかは、被害の重大さと加害行為のひどさを総合的に判断して決めることとなる。これと第 793 条に基づく差止請求との関係は、後述の近年の事案で、いっそう明らかとなった。

### 三、「ピザ屋事件」でみる問題提起

生活妨害による被害の救済のために、侵害行為の差止と精神的苦痛への慰謝料の賠償とを請求することができるようになってから、様々な形態の事案が起きた。その中で、単純ではあるが、様々な課題を提起した以下の代表的事案を紹介しよう<sup>12</sup>（以下、「ピザ屋事件」という）。

4 階建てビルの所有者およびその配偶者は、構造上繋がっている隣接ビルを賃借りしてピザの製造販売などの業務を営む被告を相手に、ピザの製造のため終日運転する機械による長期の騒音に悩まされ、動悸・頭痛・呼吸困難・睡眠障害などの症状で鬱病と診断されたことを理由に、第 793 条、第 195 条に基づき、それぞれの時間帯毎にそれぞれ一定基準を上回る音の発生を禁じ、精神的苦痛を補う慰謝料の支払いを求める訴訟を提起した。被告は、製造過程で発生する音は主務機関による現地測量の結果、規制基準を下回るだけでなく、機械未使用のときでも原告の自宅で生活音が発生しており、製造機械にも音声を遮断するスポンジをつける改善措置を講じており、原告らの精神的不調と、訴え

---

一為出发点』『劉春堂教授六秩華誕祝寿論文集--民事法学新思維』2008年689頁。

12 最高法院 2010 年度台上字第 223 号判決。

られた騒音との因果関係は不明であると主張した。

一審判決は、一定の時間帯に一定の基準を上回ってはならないことと、原告が請求した金額の十分の一の慰謝料の支払いとを認めた。二審判決は、慰謝料の賠償金額を増やし、判決理由に関しては一審判決を維持した。被告の上告に対して、最高法院は、原審の慰謝料請求に関する判断を不服とする被告の控訴を棄却したが、差止に関しては以下の理由で原判決を破棄差戻した。「土地の形状または地方の慣習に従って臭気や音声の侵入が受忍できるかどうかという判断は、相隣関係を定めて積極的に不動産の利用を調整する機能を果たし、事業経営との均衡を図るための、主務機関が法律に基づいて公布する規制基準を斟酌しなければならない。また騒音防止法第3条は、騒音とは規制基準を超える音声を指すと定めている」から、「被告が改善措置を講じた後、数回にわたる音声測定の結果がすべて規制基準を下回っているのであれば、改善後もなお原告らの住居に侵入した音声は、土地の形状または地方の習慣によれば正当であるかどうか、原告らがそれでもなお民法第793条の差止請求権を行使できるかどうか、ということを実明しなければならない。それを検討しないで、被告に不利な判断を下した原審判決は、早急な判断であるというべきである」。

最高法院の指摘を受けて、差戻審判決は、ほぼ最高法院の判旨に基づいて判断し、原告の差止請求を棄却して、判決が確定した。すなわち、被告が改善策を講じた後、被告の製品製造過程で生じる音声は規制基準を超えていなければ、音声の侵入は軽微であると認められたのである<sup>13</sup>。

この判決からは、いくつかの問題点が提起される。まず、①不可量物質の放出は、規制基準さえ守っていれば侵害行為にならないのか、②差止の請求が認められなくても、なお慰謝料の請求が認められる余地はあるのか、③本件のような騒音に関する紛争以外、どのような類似の事案があるのか、それらの事案はどのような判断を行っているのか、④所有者間の相隣関係に関する規範はそ

13 台湾高等法院台南分院 2010 年度上更(一)字第 6 号判決。

れ以外の不動産利用者間にも適用しうるのか。以下、順を追って検討する。

#### 四、課題の検討

##### (一) 規制基準と差止請求権

「ビザ屋事件」で破棄差戻された原審の一審判決<sup>14</sup>は、最高法院と異なる見解を示した。それによると、騒音管制法に基づいて制定された規制基準は、国民の健康および生活環境と質の向上のための、行政上の管理や取り締まりのためのものであり、基準自体の設定は統計学上の平均値、またはさらに緩やかな基準に従ったものにすぎず、必ずしも社会生活上、一般の人または比較的鋭敏な聴覚を持つ人が容認できる基準ではない。さらに、研究結果によると、鋭敏な聴覚を持つ人（統計上の上位10%）は、平均値よりも音に敏感であり、騒音に悩まされやすい。数回にわたる監督機関の測量結果は、確かに一回だけ規制基準を上回ったにとどまり、被告も検査結果に基づいて改善策を講じたが、それでも、測量で得られた数値は規制基準をわずかしか下回らず、十分に鋭敏な聴覚を持つ人の日常生活と睡眠に影響を及ぼしうると考えられる。

一審判決のこのような見解は、実は類似した事案（「製パン業者事件」）において示された理由を踏襲したものである。当該事案で判決理由として引用された最高法院の判例は、大気汚染防止法に基づいて定められた規制基準を説明する際に、「大気汚染防止法は行政法規であり、その第1条をみればわかるように、国民健康と生活環境を保護し、生活の質の向上を目的とする。工場が排出した大気汚染物は、主務機関が大気汚染防止法に基づいて公布した規制基準を超えていなくても、それが相隣土地の農作物に損害を及ぼしたとすれば、その違法性を阻却することができない」と判示した<sup>15</sup>。この判旨を受けた「製パン業者事件」の判決は、騒音防止法の立法目的が大気汚染防止法と同じであることを前提とし、学会と医学大学の研究報告を引用した上で、規制基準より10

14 台湾台南地方法院 2004 年度訴字第 1878 号判決。

15 最高法院 1994 年度台上字第 2197 号判例。

デシベル低い範囲内にある音声は、確かに、鋭敏な聴覚を持つ者に精神上的の不安を引き起こす重要な原因であると判断して、原告の差止請求を認めた<sup>16</sup>。

なお、まだ公表されていない以下の類似事案もある。ビルの一階にあるコンビニのエアコンの低騒音と客を送迎する際のベルと放送音が争われた訴訟で、鋭敏な聴覚を持つ二階の住民の請求を容認する一審判決と、規制基準を超えていないというコンビニ側の主張を容認する二審判決が真っ向から対立した<sup>17</sup>。

しかし、上述した判決を含め規制基準を絶対視しない一部の下級審判決<sup>18</sup>に対して、「ピザ屋事件」の差戻審が示した見解と同じ流れの一部の下級審判決の数の方がむしろ多いように見受けられる<sup>19</sup>。上述の大気汚染規制基準の位置づけに関する最高法院の見解は確かに傾聴に値するが、排気により引き起こされた財産的損害に対して、侵害行為自体が第 774 条<sup>20</sup>の義務違反に当たるかどうかという論旨であるため、差止の権利と受忍義務との相互関係を判断するための参考となりうるのかについては、疑問を感じざるをえない。一方、「ピザ屋事件」の最高法院の判決は、まだ統一の見解としての拘束力を有する判例となっていないし、規制基準と差止請求権との関係を究明すべきと提示したにすぎないので、何ら規制基準を超えていなければ差止を請求してはならない、

16 台湾高等法院高雄分院 2004 年度年上易字第 80 号判決。

17 <http://news.msn.com.tw/dailynews?partner=10> (2014 年 4 月 15 日 中時電子報)。

18 台湾高等法院高雄分院 2012 年度上字第 9 号判決 (長期的に自宅でスパナや鉄棒で床や壁を叩いたり大音量で御経を唱えるテープを流したりする迷惑行為)。

19 台湾高等法院 2012 年度上易字第 1155 号判決 (老朽化した機械式駐車設備の使用による騒音)、台湾高等法院 2010 年度上字第 1071 号判決 (原告の住居の出入り口に向かって設置されたエアコンの運転による騒音・振動・熱気)、台湾高等法院 2010 年度上字第 643 号判決 (業者の製麵機械の使用による騒音)、台湾高等法院台中分院 2013 年度上字第 367 号判決 (自動車部品の製造業者の機械使用による振動・騒音)、台湾高等法院台南分院 2012 年度上字第 197 号判決 (餅つき業者の商品生産過程で生じる騒音)、台湾高等法院台南分院 2012 年度上字第 224 号判決 (冷蔵倉庫業者の冷蔵設備の使用による騒音)などを参照。

20 第 774 条「土地所有者が事業を営し、または所有権を行使するときは、隣地に損害を与えないように注意しなければならない」。

と判断しているわけではない。

実務の見解が膠着している中、次のような見解もある。すなわち、事業者に対する公法上の許可は、事業者が隣人に対して負うべき危険防止義務を免除するのではない。事業者は科学技術上可能で、かつ企業自体が負担できる措置を講じ、第三者に被害を及ぼすことを防ぐ義務がある。「ピザ屋事件」に当てはめて言えば、具体的には、相隣状態・機械の設置位置・騒音や振動が伝わる経路・騒音や振動の持続する時間と時間帯・人体に対する騒音の影響などの要素を総合的に判断した上で、事業者が講じた防止措置が十分であるかどうかで決めるべきである。したがって、規制基準のみを絶対視する差戻審は必ずしも審理を尽くしたとは言えない<sup>21</sup>。

しかし、事業者の、隣地に損害を及ぼさない防止義務だけを議論の対象とするこの見解は、事業者・個人を問わず、不可量物質の侵入を定める第 793 条との関係を明らかにしない限り、とても的を射た議論とは思えない。およそ規制基準さえ守っていれば、何ら責任が生じないはずだという信頼可能性は保護しなければならない。従って、規制基準を超えていない侵入行為は、通常、差止請求の対象となりえないのである。ただし、受忍義務の有無は規制基準のみに基づいて判断すべきものではないから、それ以外に、例えば住居所在地地域の区画目的<sup>22</sup>、入居時期の後先<sup>23</sup>なども判断要素として取り入れるべきである。そ

21 郭麗珍「騒音干渉之損害賠償責任與気響侵入之禁止」台湾法学雑誌第 149 期（2010 年 4 月）166 頁、169 頁以下。

22 台湾高等法院台中分院 2013 年度上字第 367 号判決は、自動車部品製造業者の機械使用による振動を震度 1 以下の程度に制限する請求に対して、「被告の工場は工場が林立する工業地区に位置しており、振動の発生も工業地区の必然的結果であるといわざるを得ない」と判示した。

23 台湾高等法院台中分院 2007 年度上国易字第 1 号判決。原告は、自らの住居の周りが許可を得て生鮮食品を販売する露天商＝被告らの営業場所となり、被告らの営業活動から生じる臭気により生存権と通行権が侵害されたことを理由に、被告らの営業停止を求めた。判決は次のように判示した。そもそも、当該地域はすでに 1960 年代後半に地方自治体に露天営業の市場として指定された。そして、周知の通り、食料品や生

のため、いわゆる「総合的判断」においては、規制基準、発生源の状況、個人差のほかに、立地条件、入居時期などの要素も取り入れて広く考える必要がある。

## (二) 差止と慰謝料の請求

差止と慰謝料の両方を請求した事案の結果は次のように分類することができる。両方とも認められなかった事案では、おおよそ侵入行為自体が一般の人々が受忍できる限度を超えていないから、精神的苦痛をもたらすほど重大ではないと結論づけられた<sup>24</sup>。そして両方とも認められた事案は、ほとんど個人の迷惑行為が原因となっており、しかも不仲の近隣同士が当事者となっているのが興味深いところである<sup>25</sup>。

ところが、片方の主張だけ認められた事案では、例外なく慰謝料の請求は容認されたのに対して、差止の請求は認められなかった。このような結果は当然であると言えるかもしれない。というのは、判決が言い渡されるまでに改善策

鮮食品を販売するような市場は普通の住宅地域より生活環境が劣りがちである。80年代の初めに原告が現住居を購入したとき、本件の市場はすでに存在しており、原告自身も自宅の前に営業場所を設置していることを考慮すると、原告はこのような生活環境を認めた上で入居したというべきである。よって、生存権と通行権が侵害されたという原告の主張は認められるべきものではない。

- 24 台湾台中地方法院 2004 年度訴字第 389 号判決（学習塾の学習活動により生じる騒音）、台湾高等法院台南分院 2012 年度上字第 197 号判決（餅つき業者の製品製造過程に生じる騒音・蒸気）、台湾高等法院台南分院 2012 年度上字第 100 号判決（冷凍食品を処理・運搬する際に生じる騒音）を参照。
- 25 台湾高雄地方法院 2003 年度訴字第 3218 号判決（時間帯を問わず、自宅の床や壁を叩いて大きな騒音を出した事案）、台湾高等法院 2012 年度上易字第 1130 号判決（集合住宅の上の階の住民が床を叩いたり、室内で縄跳び・ボール投げしたり、低音スピーカーを大きな音量で使用したりすることによって生じる騒音）、台湾高等法院高雄分院 2012 年度上易字第 48 号判決（自宅に祭壇を設け、換気扇を使って線香を点けたり祭具を燃やしたりして生じた煙を原告の住居に向けて排出した事案）、前掲注 18 の事案を参照。

が講じられていれば、差止を請求する前提である侵害行為の原因がなくなり、請求を容認する理由もなくなるからである。だが、それまでの侵害行為が引き起こした精神的苦痛による損害は依然として填補しなければならないのである。前述した「(一) 規制基準と差止請求権」で挙げた事案はまさにこのような結果を説明しうる格好の例証である。しかし、この結論の延長を考えれば、一つの問題が浮き上がってくる。すなわち、改善策を講じた後、差止の請求はできなくなったとしても、なお静穏な生活を維持する人格的法益が侵害されたことを理由に慰謝料を請求することはできるのか。言い換えれば、生活妨害行為そのものは、差止の請求と慰謝料の賠償において、同じく法的評価を受けるべきなのか、ということである。

思うに、差止の請求は相隣する不動産の利用により生じた矛盾を調整するのが目的であり、慰謝料の賠償は、損害を填補することによって原状回復的機能を果たそうとするのが目的である。そこで、一見したところ、生活妨害行為が重大であるかどうかは共通した要件であるように見えるが、それぞれ異なる目的を有する以上、同じ行為に対して、仮に結果が同じでも、目的の相違を意識して評価を行うことが必要である、と考えられる。

### (三) 生活妨害行為の態様

第 793 条にはさまざまな妨害原因が例示的に定められているにもかかわらず、これまでに挙げられた事案を見ればわかるように、騒音が争議の原因となっているケースが大きな割合を占めており、それ以外に、振動、臭気<sup>26</sup>等が原因となっているケースもあるが、実際の妨害行為の態様は意外と限られているのである。しかし、このような状況の下でも、なお第 793 条を類推適用した

---

26 台湾高等法院高雄分院 2007 年度上易字第 31 号判決（洗車業者のワックスの使用による臭気）、台湾高等法院台中分院 2012 年度上易字第 332 号判決（厨房にある換気扇による排気の臭い）、台湾高等法院高雄分院 2009 年度上字第 337 号判決（集合住宅における汚水排水管の破裂でしみだした汚水と異臭による生活環境の劣化）。

以下のような事案がある。

隣の家屋の屋上に鳩小屋が設置され、約 100 羽の鳩が飼育されたことによって生じた衛生環境の悪化と鳩の鳴き声の騒音に悩まされた原告は、設置者の被告に対して、鳩小屋の撤去、屋上での鳩の飼育禁止、清掃・消毒費用などの諸経費の損害賠償を請求した。鳩の飼育禁止に関して判旨は、「屋上で鳩を飼育することによる、鳩の排泄物による臭気・羽根などの塵・昼夜を問わない鳩の群れの鳴き声などの音声は、2年9ヶ月あまりにもわたり原告が住居している隣の建物の屋上に侵入しており、それらは明らかに軽微とはいえない。なお、現代の社会形態と生活習慣を考慮し、地域の住民が居住共同体であることを視野に入れば、お互いに共同で、安全で静穏な生活を守るよう折衝・協調しなければならない。そこで、『人々の長期の居住環境の質および健康権』と『動物を飼育する自由と財産権』とが衝突するようになった場合、それでも後者の利益は前者の利益より保護すべきであるとすれば、公平正義を実現すべき法の理念に甚だしく背き、著しく均衡を失するといわなければならない。壁一枚で隣接する本件の建物の状況、並びに居住環境の質と健康権の基本的ニーズに鑑みれば、被告が鳩を飼育することによって生じた臭気と騒音が原告の住居に侵入したことは正当性を有するとは認めがたい。ところが、本件のような事案を想定した規定がないゆえ、法の隙間が生じている。しかしながら、上述した点を考えれば、本件の事実関係はほぼ民法第 793 条の規定内容に類似している。最大の経済的効果が得られるように有限の資源を調整・分配し、不動産の利用で生じた衝突を調和しなければならない。そのため、民法第 793 条を本件に類推適用することが必要である」と説示して原告の請求を認めた<sup>27</sup>。

本件判旨における一般論的な説明および被告の妨害行為のひどさの非難は適切であるが、妨害行為の源である臭気、鳴き声の騒音はいずれも第 793 条の不可量物質であり、動物の飼育という行為自体、本質的には生産機械の使用と何

27 台湾台中地方法院 2002 年度訴字第 1142 号判決。



ら異ならないはずなのに、判旨は何をもって「法の隙間が生じている」といつているのか実に不可解である。前述した通説のように、第 793 条の例示的態様を柔軟に解釈してこそ、様々な事態に対応することができると考えるべきである。

なお、第 793 条に基づく差止の請求は、未発生の事態<sup>28</sup> または偶発的事態<sup>29</sup> には適用されないことを付言しておく。

#### (四) 差止請求権者

本条の差止請求権の規定を含めいわゆる相隣関係全体の規定は、所有権者間の関係を適用対象にしている。そして、法改正前は地上権者間・地上権者所有者間・永小作権者間・永小作権者所有者間のみ準用規定があった。そこで、明文規定のないその他の土地利用関係者所有者間・その他の土地利用関係者間に同じ問題が生じた場合、相隣関係の規定はいかに適用されるのかが、長い間議論されてきた<sup>30</sup>。現時点では、2009 年の法改正で、第 800 条の 1 に相隣関係に関する「第 774 条から前条までの規定は、地上権者・農育権者・不動産役権者・典権者・賃借人その他土地・建物または工作物の利用権者に準用する」と定められているため、この問題は解決済みと言える。

#### 五、結びに代えて

台湾における生活妨害行為による被害の民事的救済は、所有権の支配的権能を調和する相隣関係の一環として、差止請求権を認める一方、静穏な生活を保つ人格的法益の被害に対して慰謝料の賠償でそれを填補することを図ってき

28 台湾高等法院台南分院 2012 年度上字第 221 号判決（火災発生時の排煙に備えて工場に設置された排気設備）。

29 最高法院 1999 年度台上字第 1862 号判決（火災による偶発した熱気の侵入）。

30 この問題をよく考察した論文として、蘇永欽「相隣関係在民法上の幾個主要問題」法学叢刊第 163 期（1994 年）1 頁がある。事案としては、賃貸借のような債権的關係者への類推適用は認められていた（最高法院 84 年度台上字第 1509 号判決）。

た。このような二元的構成の下で、考察した事案は、総じて妥当な結論に辿り着いたと評価できる。しかし、妨害行為自体が重大であるかどうかの判断のためには、規制基準に反しているかどうかの判断以外に、利益衡量論や受忍限度論との関係をも考えることが肝要である。そして、集合住宅の住民間のトラブルが増えつつある中、生活妨害の重要な紛争類型として、区分所有法や規約に基づく相隣関係の展開に注目する必要がある。